

資料 3 - 1

平成 28 年 3 月 17 日 (木)

第 2 回佐倉市子育て支援推進委員会

家庭的保育事業等の認可について

1. 家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について

新制度に伴い、家庭的保育事業等は、児童福祉法上の認可事業となり、特定地域型保育給付の対象事業となる。

児童福祉法の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、本委員会の意見聴取を必要とする。

佐倉市家庭的保育事業等設置認可等要綱

(佐倉市子ども子育て支援推進委員会の意見の聴取)

第 4 条 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ佐倉市子育て支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

2. 小規模保育事業認可基準について

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 25 号）において、認可基準等が規定されている。

小規模保育事業

類型	定員	職員資格	保育室
A 型	6～19 人	保育士	0・1 歳児 1 人当たり 3.3 ㎡ 2 歳児 1 人当たり 1.98 ㎡
B 型	6～19 人	半数以上が保育士※1	
C 型	6～10 人	家庭的保育者※2	0・1 歳児 1 人当たり 3.3 ㎡

※1 保育士以外には研修を行う。

※2 研修を受けた保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めたもの。

3. 事業所内保育事業認可基準について

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 25 号）において、認可基準等が規定されている。

事業所内保育事業は利用定員 20 人以上の「保育所型事業所内保育事業」と利用定員 19 人以下の「小規模型事業所内保育事業」に分類される。

その他の乳児又は幼児の数（地域枠）

利用定員	その他の乳児又は 幼児の数（地域枠）
1 人以上 5 人以下	1 人
6 人以上 7 人以下	2 人
8 人以上 10 人以下	3 人
11 人以上 15 人以下	4 人
16 人以上 20 人以下	5 人
21 人以上 25 人以下	6 人
26 人以上 30 人以下	7 人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上 70 人以下	20 人
71 人以上	20 人

◎小規模型事業所内保育事業（利用定員 19 人以下）の認可基準について

・職員配置基準…小規模保育事業 B 型と同じ。

職員資格	保育室
半数以上が保育士※	0・1 歳児 1 人当たり 3.3 m ² 2 歳児 1 人当たり 1.98 m ²

※ 保育士以外には研修を行う。

資料3-2

平成28年3月17日(木)

第2回佐倉市子育て支援推進委員会

認可、確認予定の家庭的保育事業等（小規模保育事業・事業所内保育事業）一覧

NO	類型 名称 (運営主体)	住所 (区域)	認可定員 (予定)	職員の配置 基準 (保育士数) 実数 (保育士数)	保育室等 面積基準 (実面積)	利用定員 (予定)			事業開始 時期	連携施設	給食	屋外遊戯場 の有無
						3号		合計				
						1・2歳	0歳					
1	小規模保育 (A型) デイリーキッズ (ワイエム総合サービス(株))	ユーカリが丘 4-8-6 1階 (志津北部区域)	18人	5人 (5人) 7人 (7人)	51.48㎡ (56.23㎡)	12人	6人	18人	平成28年 6月1日	ユーカリ ハローキッ ズ	有り (連携施設 からの搬 入)	無し (代替: 元気壱番 公園 600㎡)
2	事業所内保育 (小規模型) アンサンブル染井野キッズ (㈲染井野リビングサービス)	白井 1239-1 (白井・ 千代田区域)	8人	2人 (1人) 5人 (4人)	19.8㎡ (21.55㎡)	7人	1人	8人	平成28年 5月1日	白井 保育園	有り (自園調 理)	有り (18.0㎡)